

## 令和３年第５回安芸市農業委員会定例会議事録

１．開催日時 令和３年５月２４日（月）午後１時３０分から２時４０分

２．開催場所 安芸市役所 二階 会議室

３．出席農業委員（１２人）

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 会長      | １番  | 内川 昭二  |
| 会長職務代理者 | ２番  | 野町 亜理  |
| 会長職務代理者 | ３番  | 大久保暢夫  |
|         | ４番  | 川島 一義  |
|         | ６番  | 野村 勉   |
|         | ７番  | 樋口 なぎさ |
|         | ９番  | 有澤 節子  |
|         | １０番 | 福本 隆憲  |
|         | １１番 | 西岡 大作  |
|         | １２番 | 山内 芳幸  |
|         | １３番 | 栗山 浩和  |
|         | １４番 | 小松 豊喜  |

４．欠席農業委員（２人）

|    |        |
|----|--------|
| ５番 | 千光士伊勢男 |
| ８番 | 西岡 秀輝  |

５．出席農地利用最適化推進委員（６人）

|     |       |
|-----|-------|
| 安芸  | 渡辺 禎宏 |
| 伊尾木 | 黒岩 榮之 |
| 土居  | 入交 大輔 |
| 井ノ口 | 小松 昌平 |
| 畑山  | 小松 光正 |
| 赤野  | 大野 實  |

６．議事日程

報告第１号 農地法第３条の３届出について

報告第２号 農地法第１８条第６項解約通知報告について

議案第３号 農地法第３条許可申請について

議案第４号 農地法第５条第１項許可申請について

議案第５号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第６号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権  
の決定について

報告第７号 農地中間管理事業法第１８条第７項の農用地利用配分計画について

議案第 8 号 令和 3 年度農業者年金加入推進活動計画決定について  
その他

7. 農業委員会事務局職員

|            |       |
|------------|-------|
| 事務局長       | 大坪 浩久 |
| 事務局次長兼振興係長 | 長野 顕文 |
| 事務局農地係長    | 弘井 恭介 |

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 12 人であります。欠席委員は、5 番千光士伊勢男委員、8 番西岡秀輝委員で、所用のため欠席との届出がございました。なお、11 番西岡大作委員からは遅参の連絡があっております。

次に事務の概要報告をいたします。

5 月 12 日に、安芸市農業振興地域整備促進協議会が開催され、内川会長が出席しております。

5 月 20 日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

5 月 21 日に、安芸市農業再生協議会総会が開催され、内川会長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといったと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に福本隆憲委員及び栗山浩和委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出についてですが、今回は 2 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号 1 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の 27 筆で、面積は全部で 25,377.4㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の1筆で、面積は15㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長           ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長           質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は3ページです。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北乙の2筆です。地目は田で、面積は全部で663㎡となっております。

当初は平成30年3月1日から令和5年2月28日まで5年間の賃貸借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長           ただいまの報告第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長           質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第3号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は4ページです。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の6筆で、地目は田と畑で、面積は全部で8,838㎡です。

贈与による所有権移転の申請でナス、水稻等を栽培しております。所在地につきましては、5ページに地図がございます。

川北久保田南集落の周辺に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前を送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各

号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては5月11日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の5筆で、地目は田で、面積は全部で4,061㎡です。

贈与による所有権移転の申請でナスを栽培し、野菜を作付する予定をしております。所在地につきましては、6ページの左に地図がございます。

江川内原野集落の弁天池の南に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては5月11日に樋口なぎさ委員、中平秀一、委員に確認していただきました。

申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の1筆で、地目は畑で、面積は535㎡です。

売買による所有権移転の申請で野菜を作付する予定をしております。所在地につきましては、6ページの右に地図がございます。

井ノ口山田集落の北に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては5月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番は樋口なぎさ委員、申請番号3番は大久保暢夫委員お願いします。

7番樋口委員 5月11日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番大久保委員 5月13日に弘井君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第3号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、井ノ口甲で、地目は田、面積は1,828㎡、転用目的は事業用の資材置場、簡易倉庫、簡易事務所の整備です。

場所は8ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は岩崎弥太郎生家の南約150mにある農地となっております。現地確認については5月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地であるためです。

第1種農地につきましては原則転用不許可であります。周辺の集落に居住する事業者が業務上必要な施設をその集落に接続して設置することについては地域の農業の振興に資するということで、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外規定が適用できると考えております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在、譲受人は土木業を営んでいますが、資材等の置き場所が手狭になったため、自己所有の農地の一部に資材・機械等を仮置きしている状態です。こちらについては、現状を農地に回復する旨の誓約書が提出されております。自己所有地は転用等が難しいため、会社兼自宅から近い場所を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、申請地を選定したものです。本申請にあたり、申請地以外での転用の可能性について申請人が検討した結果、他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されてい

て、事業用の資材置場、簡易倉庫、簡易事務所の整備用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び北側は市道を挟んで農地がありますが、隣地同意書が提出されています。西側は宅地と農地がありますが、農地については隣地同意書が提出されております。南側は県道を挟んで宅地と農地がありますが、農地については隣地同意書が提出されております。生活雑排水の処理は必要がなく、雨水は地中浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。なお、栃ノ木堰土地改良区から当該転用事業について異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北甲で、地目は田、面積は51㎡、転用目的は隣接する宅地と合わせて個人住宅を建築するものです。

場所は9ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は清香園の北東約100mほどにある農地となっております。現地確認については5月11日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第3種農地であると判断しています。理由は、街区面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内的の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在、譲受人夫婦と子どもの3人で市内のマンションに住んでいますが、子どもの成長に伴い手狭に感じ、また、子どもの遊び場も欲しいため、新たに住宅を建築するものです。申請地は譲受人夫婦の職場や小学校に近く、住宅も立ち並び道路も整備されつつあります。また、津波の心配もないことなどが選定理由となっております。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明資料を確認し、資金面で問題

はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は道路を挟んで宅地と一部申請人所有の農地であります。西側は農地ですが、隣地同意書が提出されております。北側は道路を挟んで申請人所有の宅地であります。南側も宅地であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に申請地内の西側水路水路に排水し、雨水は地中浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は大久保暢夫委員、申請番号2番は樋口なぎさ委員、お願いします。

2番大久保委員 5月13日に弘井君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 5月11日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は10ページになります。

申請番号 1 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地 1 筆で、地目は田で、面積は866㎡です。ナス、オクラ等を作付する予定をしており、貸借期間は 1 5 年間で、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、1 2 ページの左に地図がございます。伊尾木の辻製油高知工場の北にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号 2 番については、所有権移転の計画となります。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画を認定されたもの（認定農業者）である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が 2 % から 1 % に減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について 800 万円の特別控除を受けることができます。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で765㎡です。

野菜を作付けする予定をしており、1 6 0 万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、1 2 ページの右に地図がございます。高知県農協ユズ集荷場の東の方で、柳田団地の北にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号 1 番は内川昭二会長、黒岩榮之委員、申請番号 2 番は川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号 1 番は黒岩榮之委員、申請番号 2 番は渡辺禎宏委員、お願いします。

黒岩推進委員 5 月 1 0 日に長野君と内川昭二会長と確認してきました。説明どおり間違いありません。

渡辺推進委員 5月12日に長野君と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について説明いたします。議案書は13ページになります。農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,092㎡です。作物は転借人がナスを栽培する予定をしております。貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、14ページに地図がございます。川北の芸陽漁業協同組合の北東の方にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員、お願いします。

7番樋口委員 5月11日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促

進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第7号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書15ページになります。

報告第7号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆、地目は田で、面積は全部で1,860㎡です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は約5年間で、賃借料は10a当たり10,000円の条件で設定する計画です。このたび、4月27日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第7号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第8号、令和3年度農業者年金加入推進活動計画決定についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第8号、令和3年度農業者年金加入推進活動計画決定について説明いたします。議案書は16ページからになります。

全体的に昨年度と同じような計画を予定しております。

1番目の今年度の加入目標は6人で、そのうち5人を20歳から39歳までの農業者の加入を目標としております。女性は2人を目標としております。

2番目の推進班につきましては、農業委員1人と農業委員会職員1人の計2人が推進班となります。

3番目の加入対象名簿につきましては19名登載しております。

4番目の加入推進強化月間につきましては、8月から10月までを設定しておりまして、5番目の計画どおり戸別訪問の実施を計画しております。

6番目の加入推進対策会議及び研修会の実施計画につきましては、まず本日の定例会で今年度の活動計画を承認いただきまして、11月の農業委員会定例会終了後に農業者年金制度の勉強会を開催したいと

考えております。

7 番目の加入対象者に対する説明会等の実施計画につきましては、11 月に年金相談会、12 月の青色申告会開催前後での制度説明を予定しております。

8 番目の広報普及活動としまして、今年度も引き続き広報あき6月号に現況届の提出依頼とともに加入PR文を掲載する予定です。

また、農業委員会窓口での推進チラシの設置や加入対象者に対してのパンフレット送付も予定しております。

農業者年金につきましては、加入者数を増加させることも大切なことだとは思っておりますが、農家の皆さんに広く制度を周知することが最も大切ですので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長                    それでは、審議をお願いします。

（他に意見なし）

議長                    他になければ採決をいたします。議案第8号、令和3年度農業者年金加入推進活動計画決定については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長                    はい、全員賛成です。よって、議案第8号、令和3年度農業者年金加入推進活動計画決定については原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は6月29日の火曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。いつもと日程が違いますので気を付けてください

この後、令和3年度農林課事業説明を行いますので、引き続き参加をお願いします。

議長                    以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。